

# 一般事業主行動計画の公表について

ジール株式会社は「女性活躍推進法」に基づき  
「一般事業主行動計画」を公表いたします。

## 女性活躍推進法とは

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成 28 年 4 月 1 日から計画的に取り組んでいくためにつくられた法律です。

## 一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うため、または、女性労働者の活躍促進の取り組みを着実に前進させるために策定する計画です。

## ジール株式会社 行動計画

女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の計画を策定する。

## 1.計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

## 2.当社の課題

ワーク・ライフ・バランスを保ちながら仕事にやりがいを見出していくことのできる環境整備

→**有給休暇取得率を20%以上あげる**

比較的女性社員の比率が高いなか、管理職を目指そうと考える女性社員が男性社員と比較して少ない。時間制約がかかる子育て期の女性社員の継続就業につながる雇用環境が必要と考える。

→**女性の育児休業取得率を100%にする**

## 3.目標と取り組み内容

**目標①>>> 有給休暇取得率を20%以上あげる**

(実施期間：2020年4月～2023年3月)

取り組み内容（2020年4月～）

- ・有給休暇取得に関する問題点を社員へヒアリング・アンケートを行う。
- ・有給休暇に関する会社の取り組み内容を全社員へ発信（通達・メール等により）する。

**目標②>>> 女性の育児休業取得率を100%にする**

(実施期間：2020年4月～2023年3月)

取り組み内容（2020年4月～）

- ・育児休業や短時間勤務制度をより利用しやすいよう見直しを行う。
- ・産休・育休に関する会社制度の周知を実施する。
- ・育児休業中の社員へ社内情報を発信（メール等により）する。